

# 市街化区域を主対象とした最適交通モード導入に向けた調査・計画業務委託及び【債】白井市コミュニティバス運行業務委託プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本市は、平成30年3月に策定した「白井市地域公共交通網形成計画」に基づき、鉄道や路線バスを補完しつつ市内全域をカバーするようにしたうえでコミュニティバスの運行をしているが、その特性上、各所で大回りするルート設定や、距離が長いことによって運行便数が少なくなっており、移動手段の確保に課題がある状況である。

このことから、令和8年3月に策定した白井市地域公共交通計画※（以下、「交通計画」と言う。）では、p.18に定める各公共交通手段の位置付けに基づき、市内全域での最適な交通手段の役割分担の実現を目指すこととしており、コミュニティバスは主に市街化区域内における交通空白地を対象として、ルート・ダイヤ改正を行ったうえで所要時間短縮や便数増を図り、利便性を確保することとしている。

この改正に向けて必要な調査を行い、詳細な経路、停留所配置、ダイヤ、運賃割引制度等を含む運行計画案を検討・作成していく上では、路線バス事業に係る関係法令、車両・乗務員運用、国への認可申請手続等についての知見及び経験が必要となる。

また、計画策定後の運行についても、路線バス事業に関する一般的なノウハウだけではなく、実在する車両、設備、乗務員等のリソースを前提として運行計画を作成していくことが必要となる。

このため、運行計画等の作成と実際の運行業務を一体的に発注することとし、また、この業務内容については企画提案を通じ価格だけではなく、利用者の利便性、業務実績、運行の安全性、対象エリアへの適正等の観点を含めて総合的な評価を行い、最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザルにより契約の相手方となる候補者（以下「受注予定者」という。）を特定するものである。

## 2 委託業務名

市街化区域を主対象とした最適交通モード導入に向けた調査・計画業務委託及び【債】白井市コミュニティバス運行業務委託

## 3 委託業務場所

白井市全域

## 4 業務内容

別添「市街化区域を主対象とした最適交通モード導入に向けた調査・計画業務委託仕様書」「【債】白井市コミュニティバス運行業務委託仕様書」のとおり

## 5 履行期間

○市街化区域を主対象とした最適交通モード導入に向けた調査・計画業務委託

契約締結日の翌日から令和9年1月29日（金）まで

○【債】白井市コミュニティバス運行業務委託

契約締結日の翌日から令和15年8月31日（金）まで

（実運行期間：令和10年9月1日から令和15年8月31日まで）

6 提案限度額

○市街化区域を主対象とした最適交通モード導入に向けた調査・計画業務委託

上限69,999,384円

下限48,999,568円

※この範囲外の提案は受け付けない。

※提案限度額は、契約締結時の予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すものであることに留意すること。

○【債】白井市コミュニティバス運行業務委託

令和10年度 65,281,453円

令和11年度 122,248,907円

令和12年度 131,142,330円

令和13年度 140,658,293円

令和14年度 150,840,374円

令和15年度 69,047,440円

総額 679,218,797円

※年度ごとの提案限度額を超える提案は受け付けない。

7 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納付すること。

ただし、契約金額の100分の10以上の額の契約保証がなされていることが証明される次のいずれかの書類を提出することをもって、これに代えることができる。

（1）金融機関等の保証書

（2）履行保証保険証券

また、白井市財務規則第139条第4項第1号又は第3号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

8 支払特約

○市街化区域を主対象とした最適交通モード導入に向けた調査・計画業務委託

前払い金 無

部分払い 無

○【債】白井市コミュニティバス運行業務委託

前払い金 無

部分払い 有（支払回数合計60回）

9 参加資格

参加申込書提出から受注予定者特定までの間に次の要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）。
- (2) 白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「運搬・保管」、中分類「旅客輸送」に登録していること。
- (3) 白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領による指名停止を受けていないこと。
- (4) 白井市入札契約に係る暴力団排除要綱に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと。
- (6) 本実施要領公表日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (8) 千葉県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者
- (9) 過去5箇年度（令和3年度から本プロポーザル募集要領公表日まで）に、一般乗合旅客自動車運送事業として、路線の一部若しくは全部が白井市内を経由する路線バス又はコミュニティバスを1年以上運行した実績がある者

## 10 資料の交付

本プロポーザルに係る資料を、下記のとおり交付する。

- (1) 交付資料
  - ・実施要領
  - ・様式集
  - ・評価基準
  - ・設計書
  - ・運行要領

### (2) 交付方法

- ・白井市ホームページに掲載する。
- 下記のURLからダウンロードすること。

<http://www.city.shiroi.chiba.jp/soshiki/seisaku/mirai/nyuusatsu/17839.html>

## 1.1 スケジュール

### 参加申込から契約締結までのスケジュール

手続き等の名称	日程・締切	備考・提出書類等
実施要領等の公表	令和8年6月24日から	
参加申込書提出期限	令和8年7月14日17時まで	様式1、様式11（及び必要書類）
参加資格確認結果 通知書送付予定日	令和8年7月16日	様式2
質問書受付期間	参加資格確認結果通知のあった日から 令和8年7月22日9時まで	様式4
回答予定日	令和8年7月22日17時	白井市ホームページ に掲載
提案書等提出期間 （第1次審査分）	令和8年7月23日から 令和8年7月28日17時まで	様式5及び添付書類
第1次審査結果通知書 送付予定日	令和8年7月30日	様式6
提案書等提出期間 （第2次審査分）	令和8年7月31日から 令和8年9月4日17時まで	様式7及び添付書類
プレゼンテーション 実施予定日	令和8年9月9日	
結果通知書送付予定日	令和8年9月11日	様式8
受注予定者との協議	令和8年9月14日から 令和8年9月16日まで	
見積書提出（予定）	令和8年9月18日	
契約締結（予定）	令和8年9月23日	

## 1 2 説明会（又は現地見学会）

本業務及びプロポーザルに関する説明会（見学会）は開催しない。

## 1 3 参加申込

### （1）提出書類

- ①参加申込書（様式1）
  - ②業務実績票（様式11）
  - ③過去2年間に市、国（公社、公団、公庫等を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有し、かつ、当該契約を確実に履行する者と認められる契約書の写し
  - ④登記簿謄本（履歴事項全部証明書）発行後3か月以内のもの
  - ⑤財務諸表（損益計算書・貸借対照表）直前決算のもの
  - ⑥納税証明書その3の2（個人の場合）
  - ⑦納税証明書その3の3（法人の場合）
  - ⑧会社概要（履歴書）
- ※③は該当する契約がある場合のみ提出  
※④～⑧は、白井市競争入札参加者適格者名簿に登載されていない場合のみ提出

### （2）受付期間

令和8年6月24日（水曜日）から

令和8年7月14日（火曜日）17時まで（郵送の場合は、必着）

### （3）提出方法

担当課へ持参又は郵送にて提出すること。

※持参の場合は、担当課に電話連絡し、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合は、配達記録が残る方法で郵送すること。

## 1 4 参加資格確認の通知

参加申込書の内容について、参加資格を満たしているかを確認し、その結果を電話連絡及び参加資格確認結果通知書（様式2）により通知する。

また、参加が認められなかった者に対しては、参加を認めない理由を記載して通知する。

参加資格確認結果通知書は、令和8年7月16日（木曜日）までに発送する。

参加資格確認結果通知書により参加が認められなかったことについて異議がある者は、参加資格確認結果通知書を受領した日から7日以内に必着で異議申立書（様式3）を担当課へ提出すること。

## 1 5 質問及び回答

業務及びプロポーザルについて質問がある場合には、令和8年7月22日（水曜日）9時までに質問書（様式4）をメール又はFAXにて担当課へ提出し、電話により担当課へ提出したことを連絡すること。

質問についての回答は、令和8年7月22日（水曜日）17時までに白井市ホームページ内に掲載する。

回答内容については、競争条件及び契約内容に含むこととする。

## 1.6 参加辞退

提案者として認定されてから、第2次審査までの間にやむを得ない事情により参加を辞退する場合は、辞退届（様式9）を提出すること。

なお、辞退することにより今後市から不利益な扱いを受けることはない。

## 1.7 評価方法及び評価基準

### (1) 評価方法

第1次審査（業務実績等による客観評価）及び第2次審査（プロポーザル選定委員会による提案書及びプレゼンテーション内容の評価）によって行う。

### (2) 評価基準

別表1のとおり

## 1.8 提案方法

### (1) 第1次審査

実施体制・実績・見積額等を書類審査し、第2次審査に進む者（以下「第1次審査通過者」という。）を上位2者選定する。

### (2) 提出書類

- ・提案書等提出届（第1次審査分）（様式5）
- ・業務実施体制票（様式10）

### (3) 受付期間

令和8年7月23日（木曜日）から

令和8年7月28日（火曜日）17時まで（郵送の場合は必着）

### (4) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

※持参の場合は、担当課に電話連絡し、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合は、配達記録が残る方法で郵送すること。

### (5) 第2次審査

第1次審査通過者を対象に提案書によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの会場・日時については、第1次審査通過者に別途連絡する。

### (6) 提出書類

- ・提案書等提出届（第2次審査分）（様式7）
- ・提案書
- ・見積書及び見積金額内訳書（様式13・14）

### (7) 受付期間

令和8年7月31日（金曜日）から

令和8年9月4日（金曜日）17時まで（郵送の場合は必着）

### (8) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

- ※持参の場合は、担当課に電話連絡し、持参予定日時を調整すること。
- ※郵送の場合は、配達記録が残る方法で郵送すること。

## 1 9 提案書類作成方法

- (1) 作成にあたっては日本語を用い、通貨は日本円とすること。
- (2) 提案書は代表者印を押印した正本1部と、提案者名等が特定できる名称やロゴマーク等を使用していない副本7部をそれぞれファイルで綴じて提出すること。
- (3) 提案書の様式は任意とするが、用紙はA4判（大判の図表等があるときはA4判に折り込むこと）とし、提案項目の順序は、評価基準項目の順序に合わせること。
- (4) 見積書の金額は税抜きで記載し、提案限度額の範囲内であること。

## 2 0 結果の通知

### (1) 第1次審査

- 第1次審査通過者には、プロポーザル第1次審査結果通知書（様式6）及びプロポーザル第2次審査についての通知を送付する。
- その他の者については、プロポーザル第1次審査結果通知書（様式6）のみを送付する。

### (2) 第2次審査

- プロポーザル第2次審査結果通知書（様式8）により、受注予定者名と点数、次点者名及び自己の点数を通知する。
- ※第1次審査及び第2次審査の結果に異議がある者は、第1次審査及び第2次審査結果通知書を受領した日から7日以内に必着で異議申立書（様式3）を担当課へ提出すること。

## 2 1 結果の公表

- (1) 受注予定者については白井市ホームページ内に掲載する。
- (2) 受注予定者を特定した過程や評価結果については、白井市情報公開条例に基づき対応する。

## 2 2 契約の締結

- (1) 市は受注予定者と業務の詳細等を協議うえ、見積書を徴取し契約を締結する。
- (2) 受注予定者に事故があり見積書の徴取が不可能となった場合、又は受注予定者との協議が整わない場合、市は次点者と業務の詳細等を協議のうえ契約を締結する。なお、受注予定者と契約が締結された場合、市は次点者へ速やかに連絡する。
- (3) 原則として、契約金額は提案時に提出された見積金額を超えることはできない。ただし、協議の結果、設計及び仕様内容等に追加があった場合には、この限りではない。

## 2 3 その他留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。
  - ・受注予定者特定までの間に参加資格を満たさなくなった場合。
  - ・審査の公平性を害する行為があった場合。
  - ・本要領に規定する提出書類の提出方法、提出先、提出期限を満たさない場合。
  - ・指定する様式及び記載に関する留意事項等が守られていない場合。
  - ・提出書類の記載に虚偽の記載があった場合。
  - ・提出書類に記載すべき事項の全部又は一部の記載が漏れている場合。
- (2) 書類の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) 市は提出された提案書類について、受注予定者の選定以外の目的で提案者に無断で使用しないこととする。ただし、情報公開請求があった場合は、白井市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差換え及び再提出は認めない。
- (6) プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、プロポーザルを延期、又は中止することがある。この場合において、提案者は異議を申し立てることはできない。
- (7) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。
- (8) 第2次審査の結果、1位の者を決定したとしても、その者の評価点が市の定める基準を超えない場合、受注予定者とししない。
- (9) 市は2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組んでいるため、受注者となった場合は、市の方針や取組等を十分に理解し、本事業を行うに当たっては、温室効果ガスの排出抑制等に努めることとする。

## 2 4 提出及び問い合わせ先（担当課）

本要領で定める提出物の提出及び質問等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

〒270-1492

千葉県白井市復1123

白井市役所政策推進部未来創造戦略室 担当 木山

電話 047-492-1111内線3723

FAX 047-491-3510

E-mail koutsuuseisaku@city.shiroi.chiba.jp

別表1 評価基準等

第1次審査 提出書類 (1) 提案書等提出届 (第1次審査分) (様式5)

(2) 業務実施体制票 (様式10)

(3) 業務実績票 (様式11)

評価項目	評価の視点	配点	備考
計画業務実施体制	計画業務を実施するために十分な人数、リーダーが配置されているか。	25	
運行業務実施体制	運行業務を実施するために十分なドライバー、運行管理者が配置されているか。	30	
業務実績	計画業務・運行業務を実施するにあたり、路線バス運行業務の十分な実績があるか。	45	

第2次審査 提出書類

(1) 提案書等提出届 (第2次審査分) (様式7)

(2) 提案書 (A4任意様式) ※19 提案書類作成方法を参照

(3) 見積書及び見積金額内訳書 (様式13・14)

評価項目	評価の視点	配点	備考
事業実施に係る考え方	「白井市地域公共交通計画」に基づいたコミュニティバスの役割を把握した上で提案しているか。	13×6	
課題分析	本市のコミュニティバス運行における課題(白井市の特性等)について理解した上で計画を策定しようとしているか。	15×6	
意見の取りまとめについて	効率的・持続可能な計画を作るにあたり、白井市地域公共交通活性化協議会や市民からの意見を反映できるか。	13×6	
利便性の向上、利用率の増加	運行ルート・ダイヤの策定にあたり、利便性向上や利用率増加に繋げる知識があるか。	13×6	
計画策定に係るスケジュール感	事前調査～計画策定まで適切な進捗管理を行えるか。	11×6	
業務マネジメントの主体性	本業務を主体的にリードし、本市や他交通事業者等の関係者と連携しながら業務を進められるか。	9×6	

コミュニティバス運営・管理体制	コミュニティバスを運行していくにあたり、必要となる車両や乗務員の確保を行えるか。	13×6	
コミュニティバス運行における安全対策等	関連法律を遵守しながら安全にコミュニティバスの運行を行うための体制が整っているか。	13×6	
見積額	他者と比べて安価であるか。 適切な範囲内での見積額であるか。	200	

第1次審査 100点

第2次審査 プレゼンテーション審査600点（100点×6名）＋  
見積額審査200点（見積）

合計（満点） 900点